

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
通信政策特別委員会 経済安全保障WG(第2回)  
事業者ヒアリング ご説明資料

2024年3月12日

ソフトバンク株式会社

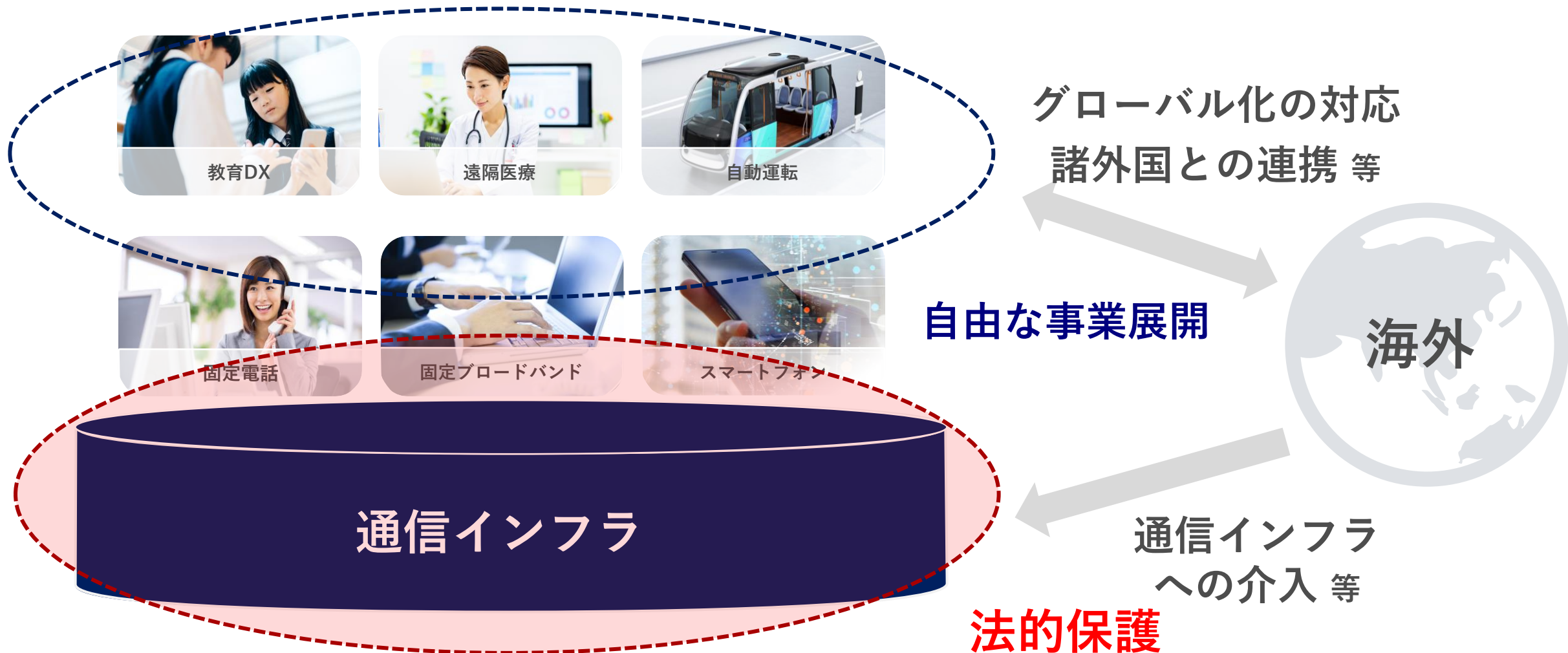
# 我が国における通信の重要性

通信は我が国の国民生活・産業を支える重要な基盤  
経済安全保障観点での保護の重要性は高まっている



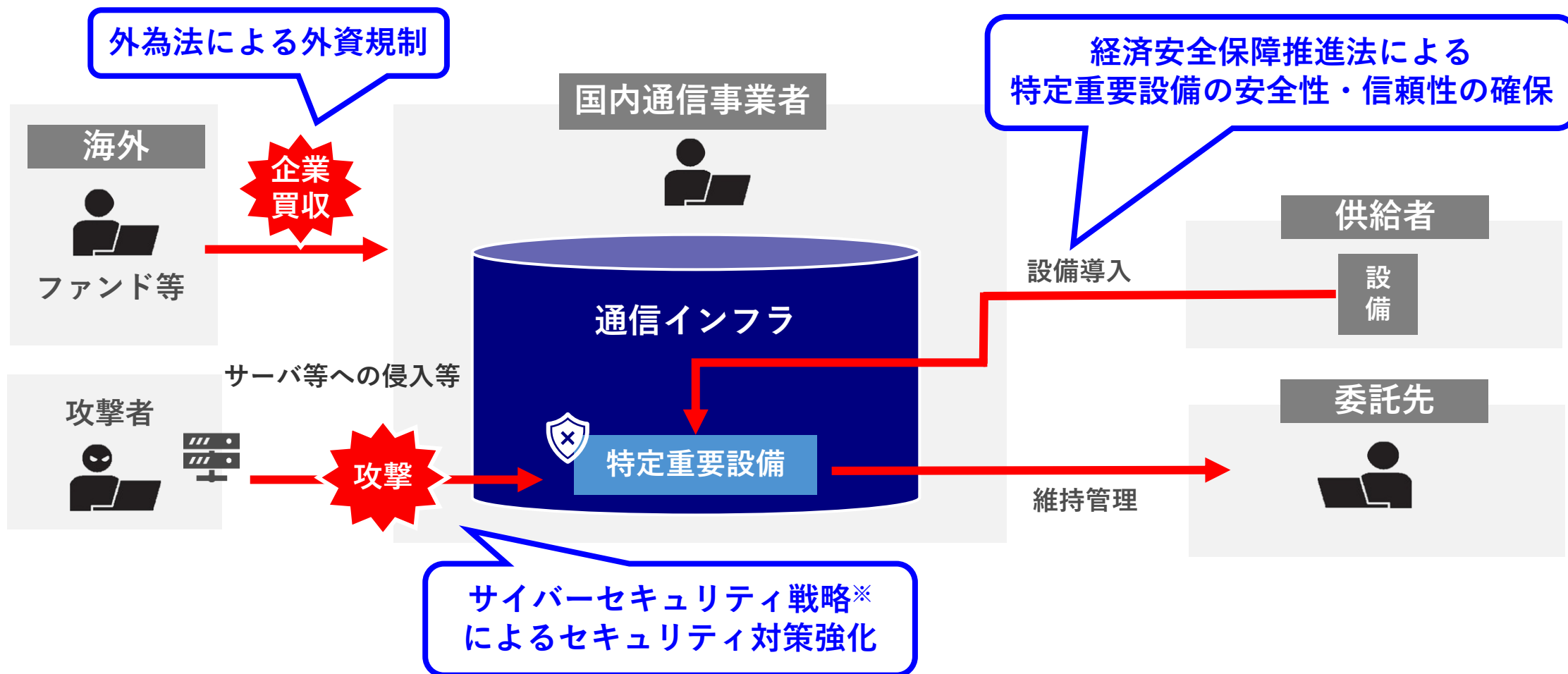
# 通信サービスにおける海外資本との関係

サービスレイヤーは事業特性を踏まえ、自由な事業展開を基本とし、  
通信インフラのレイヤーでは、より確実な保護が必要



# 通信インフラの確実な保護の枠組み

通信インフラを提供する企業として、  
通信サービスの安全性・信頼性確保のための各種法令等を遵守

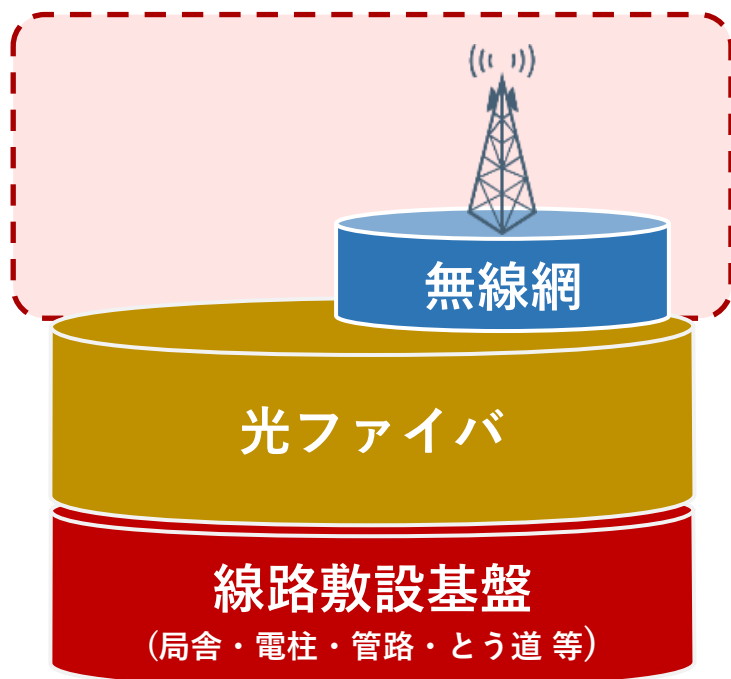


※情報共有体制の強化など、官民が一体となった重要インフラのサイバーセキュリティの確保に向けた取組

# 直近の動向（経済安全保障推進法）

これまでの取り組みに加え、2022年に経済安全保障推進法が成立  
2024年5月から重要インフラの審査を開始、政府による保護対象に

MNOにかかる  
経済安全保障推進法の範囲



主要通信事業者は、すでに指定対象済

対象事業者：NTT東西・NTTドコモ・  
KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル等

対象案件：設備導入・維持管理委託の場合に審査

届出内容：設備/ベンダーの情報・リスク管理措置等

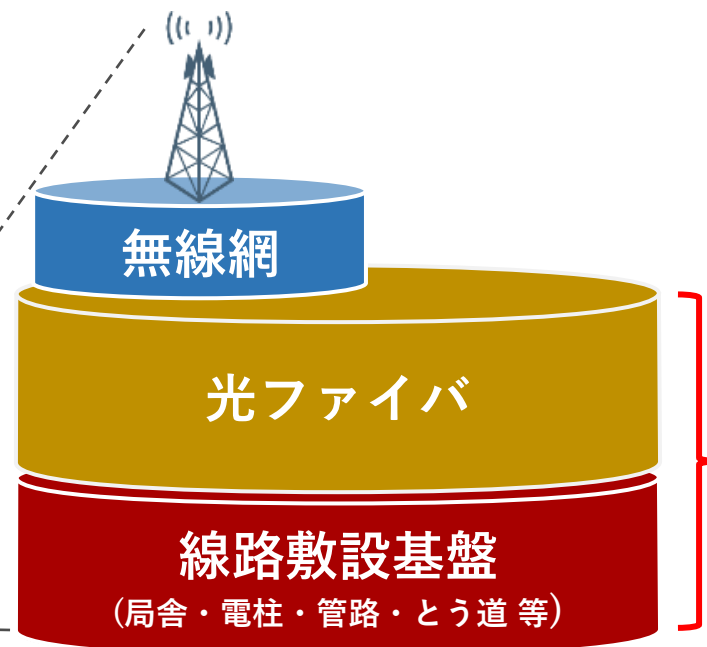
# NTTに対する外資規制

# 通信インフラの構造

あらゆる通信を支える基盤である「特別な資産」はNTTしか持ち得ない国民の財産であり、特別に保護が必要なもの



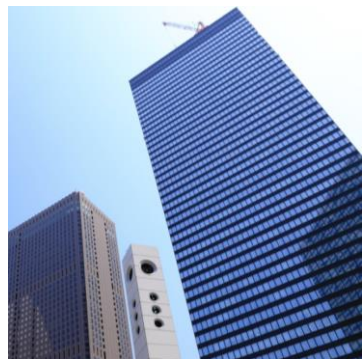
通信インフラ



NTTが  
独占的に保有

特別な資産

**NTTの線路敷設基盤等（特別な資産）は  
30年の年月・25兆円もの費用をかけ、築き上げた国民の財産**



**土地**  
約17.3km<sup>2</sup>



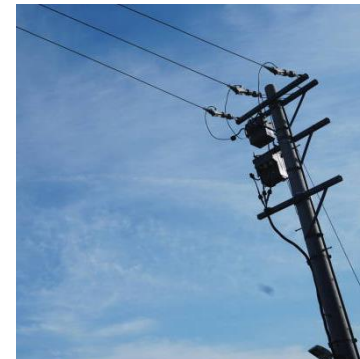
**局舎**  
約7,000ビル



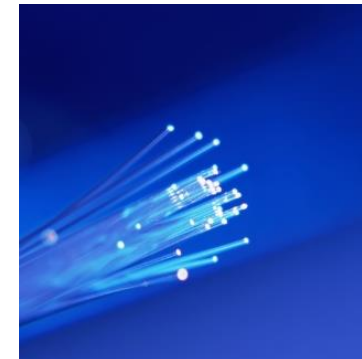
**とう道**  
約650km



**管路**  
約60万km



**電柱**  
約1,190万本



**光ファイバ**  
約110万km

東京ドーム  
約370個分

全国交番の数  
(約6,000)を上回る

東京の地下鉄  
総延長の約2倍

地球  
15周半

国民  
10人に1本

月までの距離  
約3倍



# 安全保障を確保する法制度

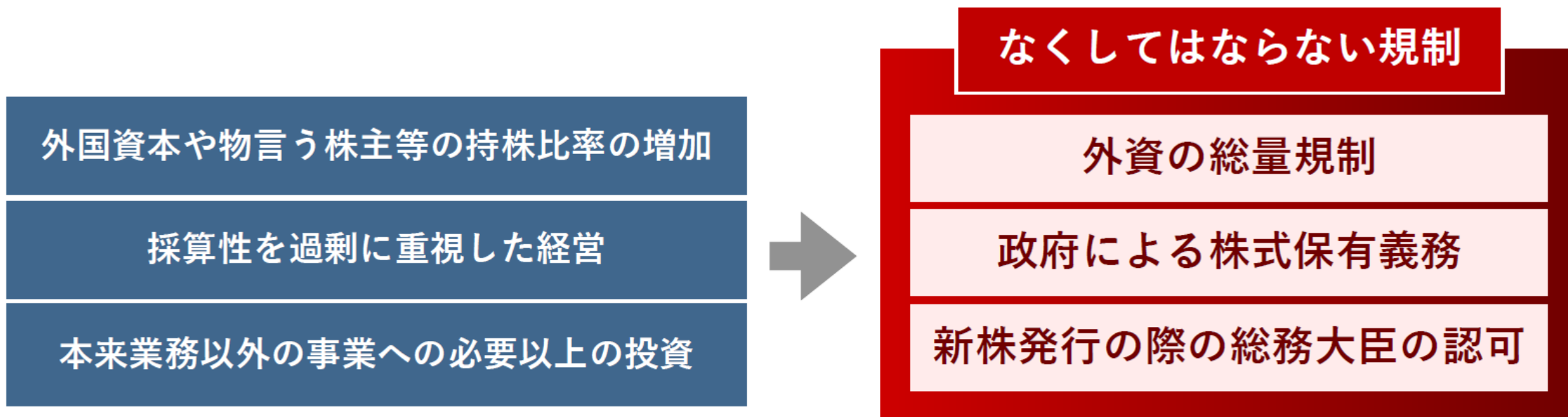
一般的な規制に加え、NTTの有する特殊性を踏まえ、「通信主権」確保のためNTT法による個別の規制が課されている

## 安全保障に関する法体系

	目的	NTT	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
外為法	外国人投資家による個別投資への制限	○	○	○	○
経済安全保障推進法	設備への妨害行為の未然防止	○	○	○	○
NTT法	「特別な資産」を有する特殊法人に対する 外資からの独立性維持 1. 外資の総量規制 2. 外国人役員規制	○			

# 外資総量規制

「特別な資産」が脅かされる事態を未然に防ぐため、  
**NTTに対する総量規制及び実効性担保のための規制の維持が必要**



## 【現行のNTT法における関連規制】

### 第四条（株式）

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して株式の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

### 第六条（外国人等の取得した株式の取扱い）

会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、（中略）議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。 一 日本の国籍を有しない人 二 外国政府又はその代表者 三 外国の法人又は団体

## 外国人役員規制の一部緩和に伴い、 「特別な資産」が毀損されることのないよう保護する措置が必要

### ④ 適切な役員の選任

日本のインフラ・国民生活を守り切る意思を確実に有する  
「当事者意識」を持った人物※により経営されるべき

NTTを牽引する  
あるべき役員とは



特別な資産の意義を理解し、その保全を使命とする  
強い精神と志を持った人物

国益・国民生活を  
最優先に考える

(サービス提供品質・エリアの維持は最低限の責務)

特別な資産と無関係の事業拡大を  
積極的に図る意向なし

※日本で納税義務を有する役員が望ましい

【現行のNTT法における関連規定】

第十条（取締役及び監査役）

日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。

2 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

NTTを牽引する役員は  
我が国を第一に考える  
「当事者意識」を持った人物であるべき



何らか問題が生じた際に、  
**迅速に是正可能とする措置が必要**

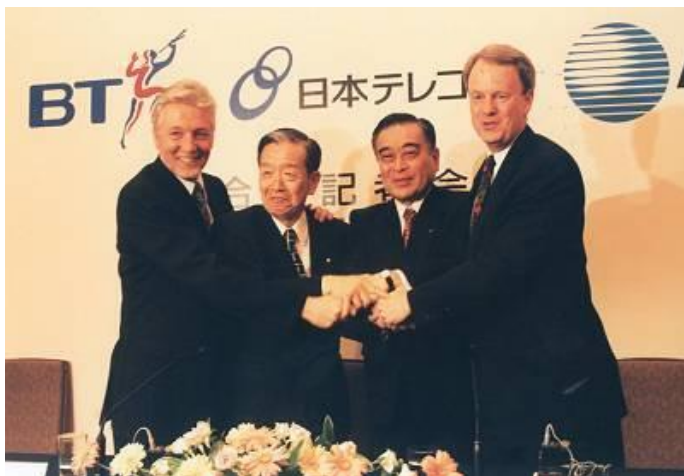
# 我が国の安定的な通信の提供が脅かされる懸念

「特別な資産」の譲渡・売却等が行われた場合、  
我が国の安定的な通信の提供が脅かされる事態を招く懸念



## 日本テレコムは当時の経営の判断※を契機に、 外資から買収されるに至った

※1999年、第三者割当増資によりBT・AT&Tに対して合計30%の株式を割当



### 【固定通信】

2003年 **リップルウッド**が日本テレコムを買収 (2,613億円)

2004年 **ソフトバンク**がリップルウッドから日本テレコムを買収 (3,400億円)

### 【モバイル】

2001年 **ボーダフォン**がJ-フォンの筆頭株主に (約1兆4,000億円)

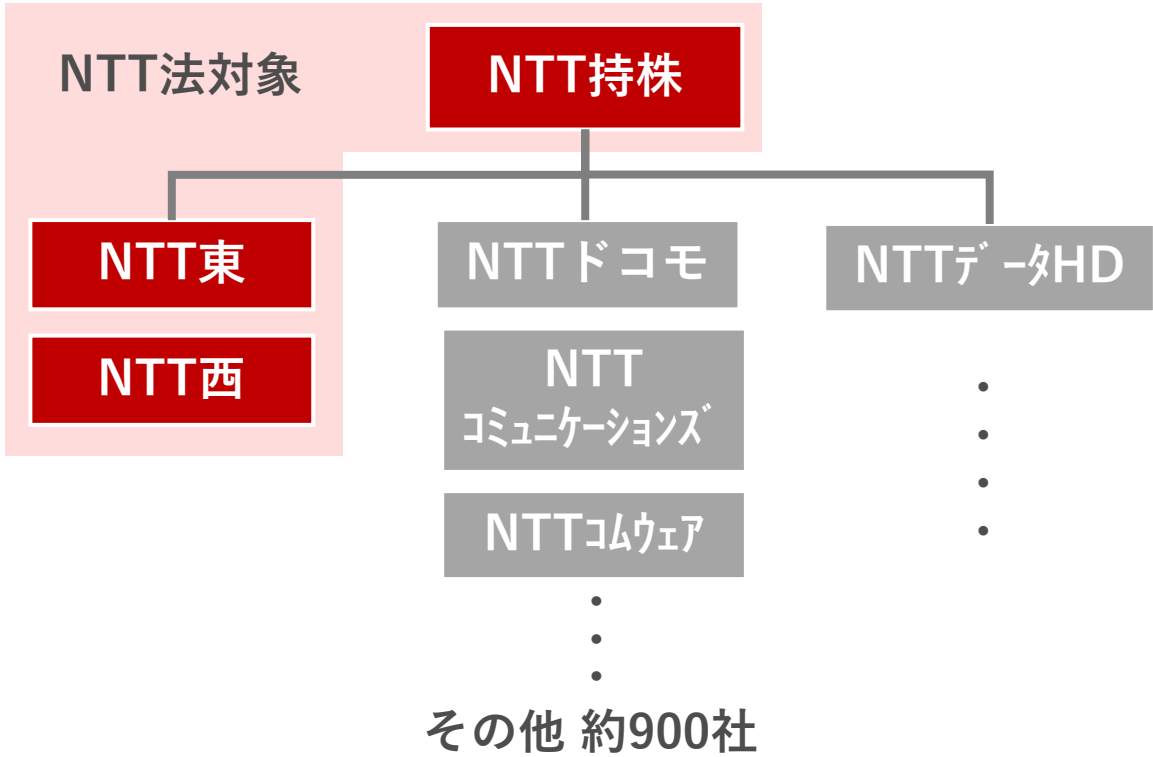
2006年 **ソフトバンク**がボーダフォン日本法人を買収 (約2兆円)

# NTT法の規制対象外企業の存在

NTT法の外資規制を緩和せずとも、規制対象外のグループ企業による  
**グローバルかつ多様な観点での経営・国際競争力強化は可能**

NTTグループは、900社以上※  
NTT法の対象は、NTT持株/東西の3社のみ

※出典：NTTHP



グローバル強化の観点では、  
NTTはすでに事業体制を整備済

株式会社NTT DATA, Incとして海外事業を統一

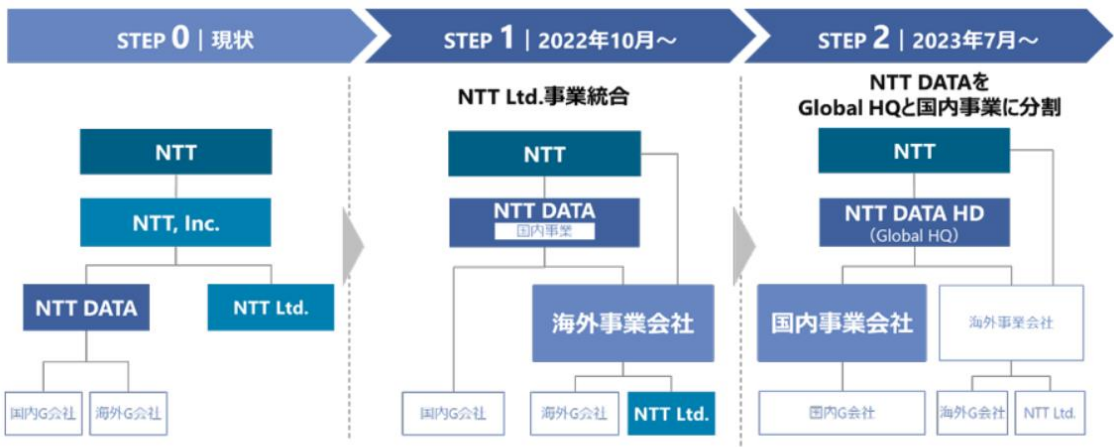


図2：2023年7月のNTTデータHD、国内事業会社設立までの移行ステップ

出典：NTTデータプレスリリース「NTT DATAとNTTはITサービス競争力強化に向け海外事業を統合」（2022年5月9日）

# その他事業者に対する外資規制

経済活性化と安全保障とのバランスが重要であり、  
対日投資の足かせとなるNTT以外への外資規制強化は過剰

日本の国家戦略では、  
2023年には対日投資目標を80兆円と掲げている

## 1. 政策目標 (KPI)

対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指す。(財務省・日本銀行「国際収支統計」)

KPIとして、対日直接投資全体の動向である、対日直接投資残高を設定する。2013年に掲げた「2020年までに対日直接投資残高を35兆円に倍増する」というKPIは達成されたが、このモメンタムを失うことなく、2030年に向け「対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指す。」を目標として掲げ、今後10年も更なる対日直接投資の拡大を目指していく。その際、2025年に「60兆円、GDP比10%」をメルクマールとし、適切な時期に中間評価を実施し、実効性を高めていく。

出典：対日直接投資促進戦略（令和3年6月2日 対日直接投資推進会議決定）



## 外資規制の強化は、相手国からの同種の規制を招く理解であり、 NTT含む国内企業の国際展開に支障となる

プレスリリース 2023年

### ソフトバンクがCubic Telecomへ出資して コネクテッドカーおよびSDV向けに 世界最大級のIoTプラットフォームを構築

～戦略的パートナーシップを締結、世界トップのシェア獲得を目指す～

2023年12月5日  
ソフトバンク株式会社  
Cubic Telecom Ltd.

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）と、コネクテッドカーおよびSDV（Software Defined Vehicle）<sup>※1</sup>向けにIoTプラットフォームをグローバル展開するCubic Telecom Ltd.（キュービックテレコム、本社：アイルランド共和国ダブリン、以下「Cubic Telecom」）は、ソフトバンクがCubic Telecomに約4億7,300万ユーロ（約747億円<sup>※2</sup>）を出資し、企業価値が約9億ユーロ以上ある同社株式の51.0%<sup>※3</sup>を取得することで合意しました（以下「本取引」）。両社は本取引を通し

出典：当社 プレスリリース（2023年12月5日）

## 事業者は自らの判断で海外進出

## 外資規制などの規制強化は 我が国の国際競争力にとって逆効果

他通信事業者へ新たな外資規制をかけることは、  
我が国企業の海外進出に歯止めがかかる（＝国益を損なう）

NTT以外の事業者に規制を課す場合  
自由化撤廃と引換に、他国は補償的調整が可能

## 【外務省発言】

WTOでは、仮に**NTT以外の事業者に規制をかける場合は、これまで約束していた自由化の撤廃**となるため、その関連の手続きを行う必要がある。これによって**影響を受ける他の加盟国は補償的調整を求める**ことができる

（中略）

数年を要するだけというか、**代わりの保証を日本が受け入れられるかという**ことを現時点では分からないので、

交渉が成立するかどうか分からないものである点、補足する

通信政策特別委員会 経済安全保障WG 第一回 当社作成議事録より抜粋（2024年2月14日）

# 法制度の在り方

# あるべき規制の在り方

事業者による自由な事業展開・海外との連携と、  
安全保障の観点も考慮した保護政策の「適切なバランスの確保」が必要



# 現状の法制度・法体系

レイヤーに応じて必要な規制を設けている**現状の法制度・法体系は、自由な事業展開と安全保障のバランス確保の観点でも合理的と考える**

【通信のレイヤーと法制度のイメージ】



# NTT法による制度維持

外為法の規定では、**NTT法で期待する効果を代替できず、一方で外為法の強化による対応も困難との認識であり、NTT法による外資規制を維持することが合理的かつ必要**

現行の外為法では、**NTT法に定める外資規制の水準を確保できない**

外為法の強化により、**NTT法を代替することは困難**

## 電気通信事業法

- 外資等規制なし

## NTT法

### 出資規制

- **外国人等の議決権割合**を、NTT持株の株式全体の**3分の1未満**と定めている

### 外国人役員規制

- **また、日本国籍を有しない人は、NTT持株、NTT東西の役員になることができない**

## 外為法

- 外国投資家が、**通信事業**を営む上場会社（子会社が指定業種を営む場合を含む）の株式を**1%以上取得**する場合、原則、事前届出が必要。
- ただし、**10%未満の株式取得については、一定の基準（免除基準及び上乗せ基準）を遵守すれば、事後報告で実施可能。**

### ■ 免除基準

- ・ 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種（通信事業が該当）に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

### ■ 上乗せ基準

- ・ コア業種（通信事業が該当）に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

国際協定の再交渉の必要性、日本からの投資家離れなど懸念あり

※ なお、外為法の強化について、財務省より以下の意見が表明された。

- ・ 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要となるが、安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る。
- ・ 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に日本株での資金運用を思いとどまらせ、日本株から離れてしまうことが懸念される。
- ・ NTT法の外資規制について、目的と対象が違うため外為法で完全に代替することは難しい。

出典：2024年2月14日 経済安全保障ワーキンググループ（第1回）事務局説明資料

出典：市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申令和5年8月28日付け 諮問第28号

外為法や経済安全保障推進法等により  
我が国の通信インフラは保護され、安定的な通信サービスを提供

あらゆるサービスが依存している  
NTTの「特別な資産」だけは別格



**NTT法による  
外資規制維持は必須**

国際約束（WTO等）で  
日本が規制強化した場合、相手国にも規制される

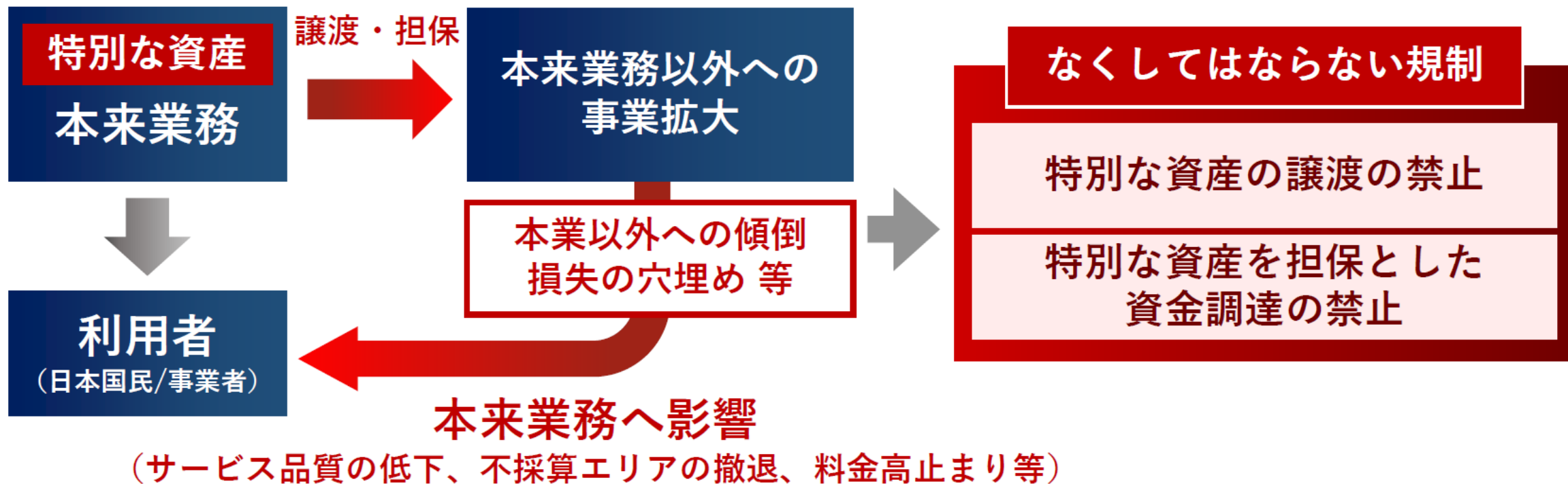


**NTT以外の通信事業者へ  
NTT法と同等の規制は「不要」**

# Appendix



通信のための特別な資産が、他の用途に転用されてはならない



【現行のNTT法における関連規定】

第十四条（重要な設備の譲渡等）

地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

# 当社事例について

役員ではない従業員による情報漏えいは、**外資規制とは全く関連がない**  
 （情報管理の観点で対策強化すべきもの）

## 6. NTTだけに外資規制を課すことは無意味



- NTT法成立時はNTTの固定電話が独占  
 ⇒[現在]東西の固定電話は約1,350万契約。モバイル通信は約2.1億契約。
- そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ35.5%、KDDI27.0%、ソフトバンク20.7%、楽天2.3%、MVNO14.5%
- モバイル事業者が、NTT東西の基盤設備（電柱等）や光ファイバを利用する例はあるが、モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。
- 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例がある。
- 以上より、経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法やその他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。

（出典）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2023年6月末時点）」

8

出典：日本電信電話株式会社 ニュースリリース「NTT法のあり方についての当社の考え」（2023年10月19日）

設備情報を国外に持ち出された事例から、  
 外資規制などの適用対象を拡大すべきとのNTT主張



本件は社員（役員ではない）が  
 情報を持ち出した事例※であり、外資規制や  
 外国人役員規制で防げるものではない

※業務に従事する者（役員ではない）による情報漏えいという点では、NTTビジネスソリューションズ（NTT西日本100%子会社）におけるお客さま情報不正持ち出し・第三者流出事案と同種のものとの認識

